

◎新潟県訓令第14号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第4産業労働観光部観光振興課の部の改正は、平成30年1月4日から実施する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「削除別表号等」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 産業労働観光部 (略)		<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 産業労働観光部 (略)	
観光振興課		観光振興課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第21条第1項の規定により、 <u>全国通訳案内士の登録を拒否すること。</u> (2) 通訳案内士法第25条第1項及び第2項の規定により、 <u>全国通訳案内士の登録を取り消すこと。</u> (3) <u>通訳案内士法第25条第3項の規定により、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずること。</u> (4) <u>通訳案内士法第26条の規定により、全国通訳案内士の登録を消除すること。</u>		(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第21条第1項の規定により、 <u>通訳案内士の登録を拒否すること。</u> (2) 通訳案内士法第25条及び第26条の規定により、 <u>通訳案内士の登録を抹消すること。</u>
(略) 土木部 (略)		(略) 土木部 (略)	
用地・土地利用課		用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)

- (2) 国土利用計画法  
(昭和49年法律第92号)第7条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、県計画について新潟県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- (3) (略)
- (4) 国土利用計画法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定により、土地利用基本計画について新潟県国土利用計画審議会並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴くこと。
- (5)～(11) (略)

(略)  
(略)

**別表第5 (第14条の2 関係)**

(略)

**消費生活センター所長専決事項**

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第66条第1項の規定により、販売業者等に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせ、若しくは従業員その他の関係者に質問させること。(知事が指定したものに限り。以下次号から第8号までにおいて同じ。)
- (2) 特定商取引に関する法律第66条第2項の規定により、密接関係者に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせ、若しくは従業員その他の関係者に質問させること。
- (3) (略)

(4)～(9) (略)  
(略)

**別表第6 (第15条関係)**

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を	専決事項
-------	------

- (2) 国土利用計画法  
(昭和49年法律第92号)第7条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、県計画について新潟県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- (3) (略)
- (4) 国土利用計画法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定により、土地利用基本計画について新潟県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- (5)～(11) (略)

(略)  
(略)

**別表第5 (第14条の2 関係)**

(略)

**消費生活センター所長専決事項**

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第66条第1項の規定により、販売業者等に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせること。(知事が指定したものに限り。以下次号から第8号までにおいて同じ。)
- (2) 特定商取引に関する法律第66条第2項の規定により、密接関係者に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせること。
- (3) (略)
- (3)の2 特定商取引に関する法律第66条第4項の規定により、電気通信事業者その他の者に対し報告を求めること。

(4)～(9) (略)  
(略)

**別表第6 (第15条関係)**

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を	専決事項
-------	------

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ノ (略) ハ <u>新潟県地域経済牽引事業の 促進のための奨励措置に関す る条例(平成20年新潟県条例 第16号)第2条及び第3条の 規定により、法人の県民税等 の不均一課税をすること。</u> ヒ <u>新潟県地域経済牽引事業の 促進のための奨励措置に関す る条例第4条の規定により、 不動産取得税等の課税免除を すること。</u> ヅ (略) (3)・(4) (略)
(略)	
(4) (略)	

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ノ (略)  ハ <u>新潟県産業集積の形成及び 活性化のための奨励措置に関 する条例(平成20年新潟県条 例第16号)第2条第1項の規 定により、不動産取得税等の 課税免除をすること。</u> ヒ (略) (3)・(4) (略)
(略)	
(4) (略)	